

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和7年7月24日(木)			
会議場所	彦根市役所本庁舎5-1会議室、5-2会議室			
出席委員等	教育長 欠席			
5人中	教育長職務代理者	永濱 隆	委 員	小松 照明
4人出席	委 員	本田 啓子	委 員	田附 孝子
出席職員 (説明員)	教育部長 小島 久喜 教育部次長(教育総務課長) 清水 智子 こども家庭部次長(幼児課長) 植田 勝彦 副参事(図書館長、新図書館整備推進室長) 久保田 雄介 副参事(博物館副館長、学芸史料課長) 渡辺 恒一 副参事(博物館管理課長) 都築 養子 学校教育課長 東野 了賢 学校教育課主幹 小坂 英司 学校 ICT 推進課長 北川 尚樹 学校支援・人権・いじめ対策課長 小磯 浩司 生涯学習課長 西川 真由美 生涯学習課主幹 川添 義夫 教育研究所長 清水 貴博 学校給食センター所長 今井 和宏 広野教育集会所長 中江 淳展			
会議次第				
1 開 会	午後1時30分			
2 議 題	内 容	なし(報告事項および各所属の取組事項についてのみ)		
3 その他	内 容	別添のとおり		
4 閉 会	午後2時40分			

1 開 会

教育長職務代理者 開会に先立ちましてご報告いたします。

本日、教育長から、彦根市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、他の公務により参集できない旨の報告を受けています。

従いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、私が教育長の職務を行います。

ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日提案している議題は、ございません。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、1件の報告事項を説明させていただきます。その後、「次第4 各所属の取組事項について」の質疑を行い、「次第5 その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長職務代理者 それでは、教育部長から「教育長報告」をお願いします。

教育部長 それでは、教育長が公務出張のため、私から教育長報告をさせていただきます。

6月27日金曜日、兵庫県川西市教育委員会の視察受入れを行われました。視察内容は、幼保小架け橋事業およびアクティブラーニング教室について、城東小学校を視察されました。

6月30日月曜日、6月市議会定例会が閉会となり、出席されました。

7月2日水曜日、7月定例校長会議をWeb会議方式にて本庁で開催し、出席されました。

7月4日金曜日、彦根市防災会議・国民保護協議会が彦根勤労福祉会館で開催され、出席されました。

7月14日月曜日、文部科学省市町村教育委員会教育長会議がWeb会議方式で開催され、出席されました。

7月16日水曜日、7月市議会臨時会が開かれました。

7月22日火曜日、彦根市小中学校校長・教頭合同研修会を南地区公民館にて開催し、出席されました。

7月24日木曜日、本日は、プロシードアリーナにて開催されている国スポ・障スポ彦根市実行委員会第3回常任委員会、第4回総会に出席されています。

報告は以上です。

各委員 なし。

2 前回会議録の承認

3 報告事項

教育長職務代理者 次第3「報告事項」に入らせていただきます。

「彦根市立小中学校適正規模・適正配置基本方針のアンケート結果について」報告をお願いします。

教育総務課長から報告がありました。

田附委員 対象者に対する回答率が割と少ないです。近くの方に聞いていると、あまり重く受けとめていない方が結構おられるみたいでした。アンケートが来ていたけれど、回答していないという方もいらっしゃったので、例えば、その該当する地域にはもう少し詳しく意見を聞くことをした方がよいのかなと思うのと、合併することに不安も持っておられると思うので、できるだけ早く説明をして、意見をもっと詳しく聞く方がよいのかなと感じました。できるだけ早く進めていただく方がよいのかなと思います。

教育総務課長 これについては、最後に説明した通り、各小学校で将来の学校のあり方を考える協議会を設けて、その場で各地域からの意見を伺うことを考えています。対象者数に対して、回答率が少し厳密ではないのですが、5分の1程度と説明しましたが、複式学級が懸念されている学区では3割程度、アンケートへの回答をいただいていますので、こういったご意見がありましたという資料としてこちらを活用しまして、具体的なことについて、対面となる協議会で話を進めていきたいと考えています。

本田委員 全体の回答を見たら、やはり予想できる内容だったと思いました。例えば、教育環境についての回答は4ページになりますが、校舎の老朽化をすごく懸念されていることとか、1学年2〜3クラスの学校が望ましいとか、人間関係が心配、固定化されるとか、どの項目についてもある程度予想される内容であったと感じました。ただ、自分のことですが、通っていた小学校が100何十年も経っていたのですが、結局、人数が1クラスの規模とかではなくて、まるっきり少なくなりどうしようもなくなって、近くの一番近い学校と一緒にあったことがありました。なぜあれほど人数が少なくなるまで続いていたのかと考えた時に、やはり学校というのは、もちろん子どもたちの居場所でもあるのですが、その地域のコミュニティでもあるので、学校

の規模だけで判断するのではなく、教育効果がどうかという部分が必要になります。ただ、教育効果を十分立証するだけの何か根拠とかが、まだまだ少ないのかなという思いを持ちました。やはり、先ほどから話が出ているように、最後は地域がそう望むのか望まないのか、一所懸命に考えて地域が中心となって決めてもらえるように、こういうアンケート結果とか、これからの分析とかが生きてくるようにしていけばよいのかなと思いました。感想です。

小松委員 このアンケートを見た感想として3点あります。1点目は、少子高齢化が盛んに言われている中で、学校もいずれは大きく変わっていくのだろうとか、保護者もかなり認識されていると思いました。アンケートの中でも「やむを得ない」という回答が圧倒的に多かったというのがその表れで、そういうことを理解されていると感じます。2点目は、やはり保護者が気にしているのは、通学の問題であると思いました。今まで歩いて通学していたのが、どういう形で代わっていくのかというのを、結構やはり気にされています。3点目は、学級数が少なくなりクラス替えができなくなると、人間関係が固定化するという回答が多くありました。保護者が正直に思っていることだと感じました。保護者の方も、こういうアンケートに答えられている方なのでそうかもしれませんが、こういう現状についての認識は、結構持っていていてと思います。その上で、やはり情報として欲しいのは、自分の地域の学校が対象になっているのか、ということはやはり気にされていると思います。先ほど説明があった複式学級が発生する見込みの学校を優先するということなので、早い目にどこの学校からスタートしていくと、このアンケートを取った後に言ってもよいのかなと思います。急に言ったら混乱するという話が以前ありましたが、こういうアンケートを取った上で、彦根市としては、まずどういう地域から考えていかないといけないというようなことを早めに示して、保護者が心配している通学の問題であるとか、人間関係が固定化することについて、どういう方策でやっていくのか、ということを経験の方と詰めていくことが大事なのかなと感じました。だから、時間的にそういうことが迫っているので、できるだけ早く情報を流していくことをしてもよいのかなと思います。

4 各所属の取組事項について

小松委員 学校教育課の(3)第1回彦根市地域スポーツ・文化クラブ活動整備推進協議会についてです。部活動地域移行の令和6年度取組について報告があったということですが、彦根市における部活動の地域移行の計画というのは、以前、稲枝地区を中心に活動していくことと、あ

とは競技によって指導者の確保も含めてやっていくということを聞いていましたが、今年度の地域移行の活動の中身、主なポイントがあれば教えて欲しいです。

学校教育課長 本市の今年度の特徴ということですが、稲枝地域の展開を継続して進めていきます。2点目は、競技ごとということで剣道と水泳を継続していきます。そして、3つ目にスポーツ教室型ということで、陸上競技のスポーツ教室として、週休日に陸上競技を親しむものになります。大会等は学校ごとに出場するというスポーツ教室型となり、同じような形式で軟式野球もスポーツ教室型で取り組みます。3つの取組は、いずれも土曜、日曜になりますが、大会は学校単位で出場するスポーツを続けていく一方で、競技ごと、中体連競技専門部ごとに、ふさわしい地域展開の形はどのような形なのかということをもう一度現場の声をしっかり吸い上げて、報告をもらって協議を進めていくというのが、今年新たに加えてより強く取り組むという方向で考えているところです。予算措置等は、国に認めていただいてという形で、変わる内容はあります。

小松委員 確認ですが、以前から課題になっていた指導員の確保の問題、また、予算的な問題、国からおりてくる予算は問題なく進めていけそうですか。

学校教育課長 今年の予算に関しては、先日国から認めていただいて、進めることができることになりました。一方、協議会の中で事務局に対する負担がかなり大きいということでした。例えば、剣道でしたら剣道の事務局、水泳でしたら水泳の事務局、こちらも負担が大きいし、稲枝にしてもその事務局をしてもらっている協議会に対する負担が大きいと。彦根市全体を事務局としている学校教育課に対する負担が大きいことから、これを持続可能にしていくためには、新たな体制づくりが必要ではないかということで、来年度に向けての話になりますが、事務局をどこかの団体に委託するとか、事務局の中に特別に配置するようなコーディネーターを任用するとか、そういったことを検討していく方が持続可能ではないかと協議会でも意見をもらっていますので、それも含めて来年度に向けての体制づくりを考えています。指導員の確保については、引き続き取り組んでいくということになっています。すでに取り組んでもらっている稲枝についても、高齢化で世代交代に取り組みつつも、まだ課題があると聞いていますので、それは引き続いて取り組んでいきます。

5 その他

小松委員 少し審議してもらいたい内容として提案したのですが、テーマは不登校対策における

オアシスとフリースクールの役割についてです。この背景ですが、6月議会において市長答弁の中で、フリースクールに対しての支援について非常に前向きな答弁をされています。例えば、保護者への経済的負担の軽減、これは前市長からの継続ではありますが、月4万円の支援を継続してやります、という内容です。それと2つ目は、この憲法89条は公のお金の使い方についていろいろ決められているのですが、このハードルもクリアできるということを言われています。この内容については、前の和田市長とは正反対の考え方であると解釈しています。今後、議会でフリースクールの議論がこれからされていくと思うのですが、最終決定は議会になると思います。ただ、教育委員会においても以前から組織化されているオアシスがあるわけですが、このフリースクールの議論を聞いていますと、議会の中でオアシスがほとんど出てきていないのではないかと感じています。やはり、教育委員会としては、オアシスと論議されているフリースクール、この両者をどのように共生していくのか、あるいはどのようにまとめていくのか、そういう考え方を明確にする必要があるのではないかと思います。現在、オアシスについては予算的にも厳しい扱いになっています。このままだと、議会でフリースクールだけが独り歩きして、オアシスをどのようにするかという議論がなくなるのではないかとということで、今回このような提案をしました。

私からの質問としては、大きな観点から2つあります。1つ目は、オアシスとフリースクール、これを彦根市はどのように考えて、共生していくのか。今現在、オアシスに通っている子どもが11名、フリースクールは19名ということです。彦根市全体では不登校と言われている子どもが88名です。現状、教育委員会としてはオアシスとフリースクール、この2つについての役割をどのように考えているのか、これははっきりしないといけないし、質問をしていきたいと思います。そして、フリースクールに通う子どもの保護者への負担軽減策として月4万円を補助していますが、オアシスに対する市の予算と比較して、そのバランスがどうなのか、どう考えているのか、お聞きしたいと思います。2つ目は、憲法89条の考え方です。これについてはいろいろな考え方があるので、教育委員会としてこうですとなかなか言えないとは思いますが、私が調べた範囲では、滋賀県の中では近江八幡市がやっている聞いています。ただ、近江八幡市はふるさと納税の財源をベースにやっている所以憲法的には問題ない、と何か勝手な解釈でやっているのではないかとと思うのですが、今の近江八幡市の現状がわかっているならば教えて欲しいです。それと、近江八幡市にはオアシスのような組織があるのかどうか。それについてもわかっている情報があれば教えて欲しいです。

学校支援・人権・いじめ対策課長 まず、フリースクールに関係する現状ということで報告します。それをベースにして今後議論が深められたらと思います。フリースクールに関係する部分は大きく分けると2つあります。当課では、不登校児童生徒支援連絡協議会にフリースクールの関係者に入ってもらって、積極的な情報交換、あるいは連携等に努めているところです。2つ目は、不登校児童生徒の保護者に対する支援ということで、フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金を令和4年度から開始していますが、今年度から1ヶ月の上限額を3万円から4万円に引き上げて、保護者の経済的負担を軽減することによって、不登校児童生徒が学びの場あるいは居場所を利用しやすくして、将来的に社会的自立が図れるよう支援をしているところです。補助実績については、令和6年度分で延べ77名の方に172万825円を補助しているところです。最近のフリースクール等への通所実績ですが、直近のものよりも少し前になりますが、通所の実績が多い月を取り上げて報告しますと、例えば令和7年1月の状況は、市内4ヶ所の施設、市外5ヶ所の民間施設、2ヶ所のオンラインの居場所、11ヶ所に合わせて30人の通所実績があります。このうち、市内の2ヶ所は、無料で開設しているところや公設であるところから、補助対象とはなっていません。また、補助開始は令和4年度から始めていますが、この令和4年度の同じ時期と比較しますと、令和5年1月になりますが、市内の1ヶ所の民間施設、市外の民間施設1ヶ所、合わせて2ヶ所の通所実績があり、現在と比較すると、オンラインの居場所を含めて居場所の多様化が本当に顕著であるにとらえているところです。さらには、不登校児童生徒の保護者への支援やつなぎを目的とした、保護者向けの支援リーフレットの作成、保護者の学習会の実施を今年度に計画しているところです。

委員から指摘があった近江八幡市についてですが、以前に聞いた話によりますと、ふるさと納税を活用して実施をしているということです。憲法89条のことについてはまた議論いたしたいと思います。憲法89条については、施設側に関与をしているということをもってクリアをしていると、近江八幡市としてはとらえていると聞いています。

教育研究所長 彦根市の教育支援教室の現状について、少し情報を発信します。役割は何か違うのか、フリースクールがどうされているのか、私は存じ上げませんが、教育研究所のオアシスとしては、これまでからいわゆる子どもたちの社会的自立、そして何よりも全国的に議論のあるところですが、学校への復帰これを非常に重視して取り組みを継続しています。ただ最近、校内における教育支援教室というようなものを整備する方向で国が動いていまして、

そこにも学校復帰という言葉は国は使っていますので、教育支援教室が学校復帰を目指すということは間違った路線ではないと思います。何より子どもや保護者の状況を見てみると、それは今後も継続すべきことと解釈をして取り組んでいるところです。それから、フリースクールに通う保護者に対しての経済的負担への支援は先ほど話があった通りですが、オアシスに通っている子どもは、現在 11 名からさらに 2 名増えまして、小学生 2 名、中学生 11 名、1 学期の終わりには 13 名の子どもが通っていますが、個別への支援というのは全くありません。何か活動をする時は、受益者負担ということで各家庭に負担をいただく前提に立っていますので、経費がかかる活動は組み立てられないというスタンスでこれまでからもやってきていますし、これからもそのように心がけていきたいと思っているところです。そういう彦根市の中の 1 つの機関ですので、彦根市で毎年予算を認めてもらった中で取り組んでいます。ただ、他の部署とともに例外ではなく、本年度の教育研究所の教育支援教室に係る部分については、指導員 3 名体制で取り組んでいます。現状、平成 25 年度以来の低い人件費で対応せざるをえなくなっているというのが本年度です。人件費を除くその他の設備費というようなことですが、これも平成 25 年度から比べると半分以下で、年間およそ 10 万円程度でやりくりしています。もちろん、光熱費等のライフラインの部分は市の方で賄ってもらっているのでもそこには含まれませんが、新たなことを取り組んでいくことは現状難しく、これまで代々取り組んできたことを、子どもたちとより発展させていくという形で継続をしている現状です。

小松委員 私が聞きした中で、今のオアシスの現状はわかりました。オアシスとフリースクールの役割というのは、オアシスは学校への復帰を以前から言われています。しかし、フリースクールも学校への復帰というのは入っていると思います。フリースクールの役割は何かもう少し幅が広くて、それを目的にしなくても受け入れをするとか。フリースクールがこれだけ大きくなっていった以上、その存在は無視できないと思うので、フリースクールはいらないとか、そういう論議はなくて、フリースクールは必要なので彦根市としてはオアシスの位置付け、フリースクールの位置付け、現状に対する予算の問題、そういうことも含めて見えるような絵を書かないと、どうしていくのかという絵を書かないと、なかなかかわかってもらえないと思います。今、そういう絵はないですね。

費用について、先ほど 172 万の補助をしていますということでしたが、これはどういう金額なのか。

学校支援・人権・いじめ対策課長 保護者への負担軽減の月 4 万円というのは、例えば生活保護家庭なら最大 4 万円が出ます。ただ、ほとんどの家庭については、半額補助最大 2 万円です。

小松委員 今対象になっている人は最低でも月 2 万円として、約 20 名いるということは 40 万円ぐらいが毎月の合計になります。だから、先ほどの 172 万というのが何の金額なのかかわからないです。

学校支援・人権・いじめ対策課長 172 万円ですので、四半期ごと、3 ヶ月まとめて補助をしているので、1 回で 40 万ぐらいになっています。3 ヶ月ごとの補助については、例えばある 3 ヶ月でいきますと、就学援助家庭が 2 つの家庭、それからその他の家庭が 16 件で合わせて 18 件の家庭に対して 40 万円程度合わせて補助をしていて、それが 3 ヶ月ごとですので、4 回補助をしている形になっています。

小松委員 そういうことも含めて、今のオアシスとフリースクールの現状、目的、役割、体系を見えるように作るべきだと私は思います。そういう中でフリースクールとオアシスを今後どのように彦根市として運用していくのか、議論していきたいと思います。オアシスとフリースクールの関係については、やはり両方必要であれば、フリースクールは連絡協議会に参加してくれているので連携はしているという話でしたが、これからもそういう形でいくのか、もう少し何か一本化するようなことができるのか、そういうことが必要だと思うのと、この不登校以外に学校にも通えない人がいるわけです。フリースクールにも行けないし、オアシスにも行ってないという人が多いと思います。そういうところの不登校対策はどこがやるのか。それはフリースクールではないと思います。それはやっぱり彦根市としてやるべきことで、個人的な意見ですが、市が関与してやるべきところが必要だと思います。フリースクール自体に公的なお金を出し、渡せるかどうかわかりませんが、そのための体制はどうするのか、それも含めた絵を書くべきだと思います。一度、そういうための議論を今後やっていて、不登校はこれからも増えていく可能性があるので議論のアウトプットを作って、議員や市長に認識してもらうことが必要ではないかと思います。憲法 89 条の問題にしても、市長が変われば 180 度変わる、これは何なのか。滋賀県教育委員会の見解も近江八幡市がやっているような見解ではないと聞いている中で、彦根市ははっきりしていない。彦根市は簡単にハードルがクリアできると市長は答弁したが、本当にそれでよいのか、それについて教育委員会がどこまで言えるかどうか、私はわかりません。県の見解とか国の見解とかも含めて教育委員会としてはこうしますと、何か言う必要があるのではないかと思います。それが、総

合教育会議の場合なのか、個別の協議会なのか、それはわかりませんが、今回の6月議会の市長答弁を聞いていると非常に不安な気持ちになったということを、言っておきたいです。

今後、いろいろな場で議論をお願いしたいと思います。

教育長職務代理者 市長の答弁を聞いていなかったのですが、今の話についていけない部分もあったのですが、その憲法89条のことについて教えてもらえますか。前市長、現市長がどういうふうに答弁されたかとか、憲法89条の意味合いを説明してもらえますか。

教育部長 憲法89条は、「交付金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。」という条文です。公の支配に属しない教育事業ということですが、彦根市立の小中学校は公の事業に属するわけで、フリースクールは完全な民間の方がされている事業です。このフリースクールを教育活動とみなす場合、この憲法上の公の支配に属しない教育に交付金を支出してはならないというところに抵触するのではないかとこのところが、議論になっています。例えば、私立の学校、大学とかに補助金は出ていますが、これは国において私学助成に関する法律が作られていまして、法律の中で国の権限として、その運営自体の監視、その事業内容に対して指導や最終的には解散とか、そういった強い権限を持っている法律で、この法律によって公の支配に属しているとみなされ、補助ができるというようなことになっています。フリースクールについては、そういったものが何もなく、そうした管理監督、公の支配が及ばないところに支援するのはどうかということになっていまして、前市長はそこがグレーゾーンだと考えておられました。適法か違法かというような裁判事例もありませんので、それがグレーゾーンだということで、憲法違反の懸念があり直接補助は難しいという判断で、それに代わって保護者の経済的負担を軽くするという事で保護者への補助金という形でサポートするという方針でしたが、不登校児童の教育の一翼を担っていただく施設であるという認識とともに、児童生徒の社会的自立に資する当該施設による支援が持続可能となるためにも、フリースクール等の民間施設への公的支援の必要性はあるということと、すでに他市町において直接補助をされている自治体もあり、補助することについては各市町が補助金要綱等を作って、監督をしていることでクリアできるものという考えが現市長の考えです。そこが、前市長と現市長の考えの違うところになっています。

教育長職務代理者 監督していくと最後に言われましたが、どう監督していくのですか。

教育部長 具体的に彦根市でどうしていくとか、議論はまだ何もしていませんが、一般的には、フリースクールから実績報告となる活動内容の報告を聴取するとか、そういったところで運営等について各市町が具体的にその活動内容を管理監督して、補助金を出す市町が判断しているところです。国なり、判例で具体的に何か出ているわけではないのですが、各市町がそれでクリアしていると判断されて実施されているところです。

教育長職務代理者 それは現市長の考えで、それはできると踏んで発言をされたということで、今のところ他の市町村では問題にはなっていないのですね。他の市町村でもそういう動きになってきているということは。

教育部長 県内は近江八幡市だけが実施していますが、県を含めて他の市町が直接的な補助をしていないということは、直接他の市町に聞いたわけではありませんが、おそらく憲法 89 条の兼ね合いもありますし、あと財政的な負担も一方ではあるかと思いますが、その憲法 89 条をどう解釈するのか、各市町、県内、全国的にもそうですが、判断されているのかなとは思いますが。

教育長職務代理者 今の保護者への直接支援という形には何か問題があって、現市長は発言されたのですか。憲法 89 条に抵触するかどうかも含めて意見をされたのか、今のまま保護者への支援という形で継続できるのであれば、問題提起されることに何か意図があるのかなと疑問に思います。4 万円の補助、実際は 2 万円ほどという説明でしたが、現状でいけるのであれば、あえて発言をされたということは、何か意図があるのかと思いました。

教育部長 選挙公約でフリースクールへの支援は必要と訴えられていまして、そういう中で保護者負担への補助だけでは足りないという考えで、直接支援を考えているのかなと思います。

本田委員 基本的なことがよくわかっていないので聞かせて欲しいのですが、議会では戸崎さんと上杉さんが質問されたことに対して、公的支援という言葉を使って答弁されていて、憲法 89 条の後段の公の支配と違ってきます。フリースクールに通う児童生徒の保護者へ補助金を出すという時に、ガイドラインが作られて、その後要綱が作られて示されたのですが、近江八幡市を見ると同じで、ガイドラインがあって、そういう助成事業を令和 5 年の 4 月から始めますと出ています。その公の支配との違いがわかっていなくて、経営とかそういうことに対しては直接補助できないけれども、保護者の負担とか大変な家庭にはその割合とかを考えて補助金を出しましょうということで補助するところまでしかわかっていないところがあります。一方、今の市長は、関係者と連携して支援しますと公に出しています。今までやって

きた保護者負担への支援とどう違うのかとか、そういうことの議論とか、市長の考えとか、教育委員会の考えとか、そういう議論の場が必要ではないかと思っています。教育委員会の中でも議論してそのことを市長に説明したり、市長の思いを聞いたりとか、そういうコミュニケーションをもっととらないと、いつまでたってもこのような感じでいくのかなという気がしています。

教育部長 公の支配についてですが、行政側がその団体に対して管理監督を十分できると認められる場合は公の支配に属するという事で、直接支援ができるという意味合いです。市長の考えもありますし、議会の答弁協議の際には、教育長からはこれまでの教育委員会のスタンスをお伝えしているところです。やはり、不登校対策はフリースクールのみならず、オアシスもありますし、校内教育支援教室もあります。また、学校やフリースクール、オアシスにも行けない子どももいて、それらをトータルでどうしていくのかというところを考える中で、フリースクールへの支援を直接支援という形にするのか、また違う形で居場所としての位置付けで支援していくのか、そういった全体的な部分について、今後引き続いて市長と教育委員会と協議をしていきたいと思いますというところで、今は話をしてきたところです。今回、小松委員が問題提起をされましたので、引き続いて教育委員会の中でも全体像を整理しながら、それをもって市長とも引き続いて不登校対策を全体としてどういう対策をしていくのか、協議をしていきたいと考えているところです。

教育長職務代理者 以上で本日の会議を閉会します。

8月の会議は、8月21日木曜日、午後1時30分から本庁舎5階5-1、5-2会議室で開催します。本日はお疲れ様でした。